

- 改正 平成17年4月1日
- 改正 平成24年8月17日
- 改正 平成25年8月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、国民健康保険税を滞納している世帯主及びその世帯に属する被保険者の被保険者証の返還等の取扱いに関し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条及び第63条の2に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（被保険者証の返還対象）

第2条 法第9条第3項の規定により被保険者証の返還を求める世帯主は、国民健康保険税の納期限後、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第5条の6に規定する期間を超えて納付がない次の各号のいずれかに該当する世帯主とする。

- （1） 納税相談及び納付指導に一向に応じようとししない世帯の世帯主
- （2） 納税相談・納付指導及び財産調査等の結果、所得・資産を勘案すると十分な担税力があると認められる世帯の世帯主
- （3） 納税相談・納付指導及び分納誓約等において取り決めた国民健康保険税の納付方法を誠意を持って履行しようとししない世帯の世帯主
- （4） 滞納処分を行おうとすると意図的に差押財産の名義変更を行う等、滞納処分を免れようとする世帯の世帯主

（被保険者証の返還等）

第3条 法第9条第3項の規定により被保険者証の返還を求めようとするときは、国民健康保険被保険者証返還請求等予告通知書（第1号様式（様式略））で予告するものとする。

2 前項の予告をした後も、なお前条各号に該当すると認められる世帯主に対し、国民健康保険被保険者証返還請求書（第2号様式（様式略））により通知し、被保険者証の返還を求めるものとする。

（被保険者証の返還除外世帯）

第4条 その世帯に属する被保険者が、法第9条3項及び省令第5条の5に定める医療に関する給付等（以下「医療に関する給付等」という。）を受けていて、国民健康保険届出書兼同意書（第3号様式（様式略））による届出があった世帯、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第1条に規定する特別の事情に該当し、特別の事情等に関する届（第4号様式（様式略））の提出があった世帯に対しては、被保険者証の返還を求めない。

（資格証明書の交付）

第5条 第3条に規定する手続を経て、被保険者証の返還があった世帯主及び返還があったとみなされる世帯主に対し、国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書（第5号様式（様式略））と併せて被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付する。

（資格証明書交付世帯主への被保険者証の交付）

第6条 資格証明書の交付を受けている世帯主（以下「資格証明書交付世帯主」という。）で、次の各号いずれかに該当するときは、省令第7条の2に定める被保険者証の有効期限を短縮した被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）又は被保険者証を交付するものとする。

- （1） 国民健康保険税を完納したとき。
- （2） 滞納額が著しく減少したとき。
- （3） その世帯に属する被保険者が、医療に関する給付等を受けるに至り、国民健康保険届出書兼同意書（第3号様式（様式略））による届出があった場合又は政令第1条の2に規定する特別の事情が生じたとき。
- （4） その他市長が特別な理由があると認めたとき。

（保険給付の支給申請）

第7条 資格証明書交付世帯主が、法第54条の3の規定による特別療養費の支給を受けようとする

きは、領収書等審査に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する世帯主の国民健康保険税の滞納がその納期限から省令第32条の2に規定する期間内の場合は、その世帯主に対して十分な納税相談及び納付指導を行ったうえで、保険給付を行うものとする。

(保険給付の一時差止世帯)

第8条 法第63条の2第1項の規定により、保険給付の全部又は一部の支払いの一時差止め(以下「保険給付の一時差止め」という。)を行う世帯主は、国民健康保険税の滞納がその納期限から省令第32条の2に規定する期間を超え、かつ、第5条の資格証明書の交付を受けているものとする。

(保険給付の一時差止)

第9条 保険給付の一時差止めを行う場合は、あらかじめ、国民健康保険給付支払差止通知書(第6号様式(様式略))により通知するものとする。

- 2 一時差止める保険給付の額は、滞納額の範囲内とする。
- 3 一時差止める保険給付の対象は、申請に基づく現金給付である療養費、高額療養費、特別療養費、出産育児一時金及び世帯主が受給対象となる葬祭費に限る。
- 4 法第63条の2第3項の規定により、差し止めた保険給付の額から滞納額を控除する場合は、あらかじめ、国民健康保険給付金控除通知書(第7号様式(様式略))により通知する。

(保険給付の一時差止の解除)

第10条 保険給付の全部又は一部を差し止められた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該差止めを解除し、国民健康保険給付差止解除通知書(第8号様式(様式略))により通知するものとする。

(1) 第6条の規定により、資格証明書に換えて被保険者証又は、短期被保険者証が交付されたとき。

(2) 政令第1条の2に規定する特別の事情が生じたとき。

(世帯合併・世帯分離又は世帯主変更)

第11条 資格証明書が交付されている世帯主が世帯合併により新たな世帯の世帯主となった場合には、交付済みの資格証明書と同じ有効期限(以下「従前の期限」という。)の資格証明書を当該世帯主に交付し、資格証明書が交付されていない世帯の世帯主が新たな世帯の世帯主となった場合は、被保険者証を交付する。

- 2 既に資格証明書が交付されている世帯主が属する世帯が世帯分離を行った場合、当該世帯主が引き続き世帯主となる世帯には従前の期限の資格証明書を交付し、当該世帯主以外の世帯には、被保険者証を交付する。
- 3 前2項によらない原因により、世帯主変更が生じた場合にはその世帯に被保険者証を交付する。
- 4 新たに被保険者証の交付を求めるための形式的な世帯合併、世帯分離又は世帯主変更と認められるときは、従前の期限の資格証明書を交付する。

(弁明の機会の付与)

第12条 法第9条第3項の規定により被保険者証の返還を求めようとするときは、あらかじめ、当該世帯主に対し期限を設けて弁明の機会を付与する。

- 2 弁明の機会の付与は、国民健康保険被保険者証返還請求に係る弁明の機会付与通知書(第9号様式(様式略))により通知し、弁明は弁明書(第10号様式(様式略))の提出をもって行う。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、口頭による弁明ができるものとする。
- 3 前項ただし書の口頭による弁明の場合は、聴取する職員が弁明調書(第11号様式(様式略))を作成するものとする。
- 4 弁明にあたり、当該世帯主が代理人を選任するときは、委任状(第12号様式(様式略))その他これに準ずる書面を提出するものとする。

(諸様式)

第13条 この要綱に規定する様式は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険被保険者証返還請求等予告通知書(第1号様式(様式略))
- (2) 国民健康保険被保険者証返還請求書(第2号様式(様式略))
- (3) 国民健康保険届出書兼同意書(第3号様式(様式略))
- (4) 特別の事情等に関する届(第4号様式(様式略))

- (5) 国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書（第5号様式（様式略））
- (6) 国民健康保険給付支払差止通知書（第6号様式（様式略））
- (7) 国民健康保険給付金控除通知書（第7号様式（様式略））
- (8) 国民健康保険給付差止解除通知書（第8号様式（様式略））
- (9) 国民健康保険被保険者証返還請求に係る弁明の機会付与通知書（第9号様式（様式略））
- (10) 弁明書（第10号様式（様式略））
- (11) 弁明調書（第11号様式（様式略））
- (12) 委任状（第12号様式（様式略））

（委任）

第14条 法令及びこの要綱に定めるもののほか、事務処理について必要な事項がある場合には別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。